



2020年11月27日

欧州の銀行監督では ESG 要因の組み込みが具体化へ

公益財団法人 国際通貨研究所
経済調査部 主任研究員 矢口 満

サステナブル・ファイナンスの法制化が世界で最も進んでいる国・地域は欧州連合（EU）であるが、そこでの焦点の一つは、銀行規制・監督にサステナブル要素（ESG¹要因）がどのように組み込まれるかである。

11月初め、EU加盟各国の銀行監督当局の連合体である欧州銀行監督機構（EBA²）から、ESGリスクの管理・監督に関するディスカッション・ペーパーが公表された³。EBAは既に、銀行監督関連のEU法である資本要求規則／指令（CRR/CRD⁴）により、次の3点を義務付けられていた。すなわち、①EU各国当局の銀行監督プロセスにESGリスクが含まれる可能性を評価し報告すること⁵、②バーゼル規制（第3の柱）の開示要件にESGリスクを含めるための技術的基準を策定すること、③バーゼル規制（第1の柱）の資本要件において環境・社会的目的に合う資産・活動を優遇することが正当化できるか否かを評価すること、という3点である。今回のEBAディスカッション・ペーパーは、上記①を履行するため、報告書原案を公表して意見募集（2021年2月3日期限）を行うものだ。寄せられた意見を反映した最終報告書は、2021年6月28日までに公表される予定である。

EBAに義務付けられた上記①～③のうち、最も注目されるのは③である。環境・社会的目的に合う資産の優遇が正当化された場合、バーゼル規制上の自己資本比率の算出において、当該資産のリスクウェイト引き下げに繋がる可能性があるからだ。その場合、個別銀行によっては、与信ポートフォリオの大幅見直しを迫られるおそれがある。さらに、影響を受けるのはEU域内の銀行にとどまらない可能性もある。バーゼル規制の運

¹ Environment（環境）、Social（社会）、Governance（ガバナンス）

² European Banking Authority

³ EBA, “On management and supervision of ESG risks for credit institutions and investment firms”, Discussion paper, EBA/DP/2020/03, Oct. 30, 2020（報告書は10月30日付けだが公表されたのは11月2日。）

⁴ Capital Requirements Regulation/ Capital Requirements Directive

⁵ 具体的な評価対象として、次が挙げられている。

(a) ESGリスク（物理的リスクと移行リスクを含む）に関する定義の統一

(b) ESGリスクが金融安定に及ぼす短期・中期・長期的影響を評価する定性的・定量的な基準の策定

(c) 銀行等がESGリスクを特定・評価・管理するための制度的枠組みやプロセス等の策定

(d) ESGリスクが銀行融資や金融仲介活動に与える影響を評価するための分析手法・ツールの策定

用方法を EU 域内だけ変更すると国際的な整合性が失われることから、日本も含めた EU 域外の国・地域でも、EU と同様のリスクウェイト調整を行うべきとの議論に発展する蓋然性があるからだ。

今般の EBA のディスカッション・ペーパーでは、バーゼル規制にかかわる上記②と③には直接触れられなかった。ただし、上記①に関し、銀行自身の様々な業務分野（事業戦略・業務プロセス、内部ガバナンス⁶、リスク管理）において ESG リスクの考慮は不可欠との見解である。そして当局による銀行監督においても ESG リスクの管理が必要であり、銀行の長期的な回復力を評価するため、3～5 年や 10 年という従来ない時間軸で監督レビューを行うべき、といった積極的な議論がなされている。こうした流れを踏まえると、今後、上記③（バーゼル規制の資本要件の取り扱い）において、環境・社会的目的に合う資産については自己資本比率算出上のリスクウェイトを引き下げる、といった優遇措置が正当化される可能性は小さくないと思われる。

以上のように、サステナブル・ファイナンスの法制化を進めている EU は、金融規制・監督の分野においても、それを着実に具体化させている。翻って米国をみると、トランプ政権は気候変動問題への対応に消極的であったが、2021 年 1 月には同問題への対応にかなり積極的なバイデン政権が誕生する。そうしたなか、11 月 9 日に米国の連邦準備制度理事会（FRB）から公表された金融安定報告書（FSR⁷）では、気候変動が金融安定に及ぼす影響を正面から論じるコラムが掲載された。FRB 内での牽引役は、バイデン政権の財務長官就任の噂も一時期あったブレイナード理事である⁸。また、銀行監督には直接関係ないが、10 月に公表された国際通貨基金（IMF）の世界経済見通しの最新版では、一つの章を割いて気候変動問題への政策的対応を取り上げ、炭素課税の導入が正面から議論されていた。

このように、環境問題を含む ESG の課題に取り組む世界各国・地域の動きは、欧州を中心に着実に進展している。銀行経営においても規制・監督の変化を通じ、これまでに以上に大きな転換を迫るものへ深化していきそうである。

以 上

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべて御客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願ひ申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

⁶ 具体的には、(a)経営組織と各種委員会、(b)内部統制の枠組み、(c)報酬制度、から成る。

⁷ Financial Stability Report

⁸ Statement by Governor Lael Brainard (<https://www.federalreserve.gov/publications/brainard-comment-20201109.htm> 最終閲覧日：2020 年 11 月 27 日)